

受給者証の確認方法

就学児の助成（みつばち園・にじの子）は、
特記事項に の記載をしません。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	37,200円
適用期間	
食事提供加算対象者	非該当
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

①負担上限月額欄に「37,200円」または「4,600円」の記載があり、特記事項欄に「墨田区独自助成対象」と記載がある児童は区制度の助成事業の対象となります。

①のみ記載あり
請求方法 1 へ

②ただし、「無償化対象児童（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）」と記載のある児童は、従前の通り、国制度の無償化事業が優先され対象となります。

②のみ記載
請求方法 2 へ

③「第2子軽減対象」と記載のある児童は、多子軽減措置が対象となります。

①と③記載あり
請求方法 3 へ

④「第3子以降軽減対象」と記載のある児童は、多子軽減措置が対象となります。

④のみ記載あり
請求方法 2 へ

「東京都児童発達支援事業所等利用支援事業対象者」と記載のある児童は、区 都で調整するため、事業所・保護者の対応は不要です。

変更後の一覧（R6.4～）

助成対象者（受給者証に記載）

助成対象
サービス

サービス種類		0～2歳児		就学児	
		支給決定	独自助成	支給決定	独自助成
児童発達支援		○	○		×
居宅訪問型児童発達支援		○	○	○	×
保育所等訪問支援	みつ・にじ	○	○	○	○
	民間	○	○	○	×
放課後等デイサービス	みつ・にじ	×	-	○	○
	民間	×	-	○	×

3～5歳児は国無償化対象のため、本表から省略。

受給者証に記載せず、
これまで通り支払

請求方法の変更

助成範囲の拡大に伴い、令和6年4月提供分以降、区の利用者負担額助成の請求方法が変わります。

これまで：区に紙の請求書を提出 → 令和6年4月以降：国保連請求に含める

令和6年3月提供分以前の請求は、これまでどおり、区に紙の請求書を提出してください。

みつばち園・にじの子の放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（就学児）については、これまでどおり、区に紙の請求書を提出してください。